

高知県商工団体連合会 NO.958(52-35)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kousyouren.jp/

このニュースはホームページでもご覧になれます

# 高商連ニュース

## 5月～7月「全商連創立70周年めざす、仲間増やし月間」 チラシ「コロナ一時支援金(国)・臨時給付金(県)」に問い合わせ

■2021年 全商連70周年めざす運動

5/16 現在	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	0	1	0	0	0	1
南国	3	0	0	0	0	3
高知	0	0	0	0	0	0
仁淀川	0	0	0	0	0	0
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	0	0	0	0	0	0
計	3	1	0	0	0	4

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■全国総会時現勢との差

5/16 現在	読者	会員	共済			婦人	青年
			総加入者	民商会員	配偶者		
安芸	-4	-1	0	0	0	-1	0
香美郡	+8	+2	-6	+3	+1	0	-2
南国	+5	-1	+2	-1	+1	+2	0
高知	0	-9	-42	-14	-11	-10	-2
仁淀川	-11	-3	-2	-3	-1	+4	0
須崎	+1	-8	-4	-2	-2	0	0
中村	-18	-3	-8	-4	-2	+1	0
計	-19	-23	-60	-21	-14	-4	-4

「全商連70周年! コロナ危機打開、仲間を増やす運動」がスタート  
11月の全商連創立70周年記念式典にむけて、「全商連70周年、コロナ危機打開! 仲間を増やす運動」が取り組まれていきます。期間は5月から7月末まで。  
南国・出足早く読者3人  
南国民商は、片山副会長(拡大推進委員長)、山西前会長、北村さんがさつそく読者を拡大してあります。  
香美郡では、県の「臨時給付金」の申請相談で読者が入会しました。「コロナ一時金・臨時給付金」チラシに問い合わせ  
国の「緊急事態宣言影響緩和に係る一時支援金」、県の「営業時間短縮要請対応臨時給付金」を知らせるチラシ(先週の商工新聞に折込みました)を、県内の赤旗日曜版に折込みました。仁淀川民商は独自に、土佐市、いの町、仁淀川町、日高村エリアの高知新聞に折込みをしました。  
仁淀川には6件の問い合わせがあり、一件は申請書記入のアドバイスをしました。

県連には、「税理士に県の臨時給付金の対象にはならないと言われたが」と小売業者の方から電話がありました。制度を説明すると、「対象になりますよね。もう一度税理士と話してみます」と話していました。  
今月末が申請締め切り  
国・県の一時支援金・臨時給付金とも、申請期限は今月末です。多くの業者に制度を知らせ、活用をすすみましょう。  
安芸市、香南市、土佐市等では、県の臨時給付金受給者への上乗せ支給制度もあります。

## 国の一時支援金 夜の飲食店も対象になります

【緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金】

<高知県が5月17日に発出した情報>

関係各位

これまで、高知県では、「国の一時支援金」の対象事業者について、年末年始(令和2年12月16日から令和3年1月1日)の営業時間短縮要請に係る協力金を受給された事業者の皆さまは、国の一時支援金の給付規程等に基づき、給付対象外である旨ご案内を行っておりましたが、このたび、国に改めて詳細を問い合わせしましたところ、県の協力金を受給していても給付対象となり得る旨を確認いたしました。

国の一時支援金につきましては、申請期限が本年5月31日(月)までとなっております。対象となる可能性のある事業者の皆さまにおかれましては、まずは国の一時支援金相談窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

2021年5月17日 高知県 商工労働部 経営支援課

## 詳細、申請相談は民商事務局に連絡ください。

### アスベスト裁判

### 国と企業の責任認める

### 最高裁が初判決!!



建設資材に含まれたアスベスト(石綿)を吸い込み、肺がんや中皮腫などの深刻な健康被害を受けたと、各地の元建設作業員や遺族が国と建材メーカーを訴えた「建設アスベスト訴訟」。2008年以降、全国で1200人以上の原告が33件の訴訟を提起しました。このうち東京、神奈川、京都、大阪の4訴訟について、5月17日、最高裁は国とメーカーの責任を認めました。

当初、対象外されていた個人事業主の「一人親方」も、「危険にさらされるのは労働者に限られない」と、救済の対象になることで決着しました。

【アスベスト訴訟に参加している民商関係者の一言】  
Hさん(仁淀川民商、現在は息子さんが会員)

最高裁の判決は大変うれいす。仏壇の夫(訴訟途中で死亡)に報告しましたが、裁判で勝つても亡くなった人が返ってくるわけではないので、切ないものがあります。

私は大阪の第2陣訴訟団なので、どうなるか不安ですが、この流れで勝利できたらと思っています。良い報告ができるのを期待しています。

Sさん(高知民商、現在は息子さんが会員)

私は遺族として、大阪の第2陣に加わっています。夫が亡くなって3年になります。

国相手の裁判で「勝てるのかな」という思いもありましたがよかったです。13年もの長い戦いご苦労様です。この判決で、多くの人が救済されるような施策がなされるとよいと思います。